

山口市特定建設工事共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市が発注する建設工事(以下「工事」という。)に係る特定建設工事共同企業体(以下、「特定共同企業体」という。)の基本的要件並びに競争入札の参加資格及び指名等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(結成方法)

第2条 山口市が発注する建設工事で、規模又は技術的面等から共同請負により施行することが適当であるとされる工事については、その都度特定共同企業体を結成させるものとする。ただし、単体で施工できる業者がいるとみとめられるときには、この限りでない。

(基本的要件)

第3条 特定共同企業体を構成する建設業者(以下「構成員」という。)は、次のすべての要件を満たす者でなければならない。

- (1) 山口市が発注する建設工事の契約に係る競争入札の参加資格を有すること。
 - (2) 当該工事に対応する許可業種につき、許可を有してからの営業年数が少なくとも5年以上であること。
 - (3) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての施工実績があり、かつ、当該工事と同種の工事の施工実績を有すること。
 - (4) 全ての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者または国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置しえること。
- 2 特定共同企業体は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。ただし、特殊な工事であると認めた場合は、この限りでない。
- (1) 市内に本店を有する構成員からなる特定共同企業体
 - (2) 市内に本店を有する構成員と市外に本店を有する構成員からなる特定共同企業体
- 3 特定共同企業体の形態は、共同施工方式とし、原則として各構成員が対等の立場で、一体となって施工するものでなければならない。ただし、工事の施工上特に必要と認めるときは、業種別の分担方式によることができる。

- 4 構成員は、同一工事において2以上の特定共同企業体の構成員と成ることはできない。
- 5 特定共同企業体の構成員の数は2～3までとする。ただし、工事施工上必要と認められる場合は、この限りでない。
- 6 特定共同企業体の構成員数による最低出資比率は、下記のとおりとする。ただし、4社以上の場合は、その都度定める。

構成員の数	最低出資比率
2社	30%
3社	20%

(予備指名)

第4条 特定共同企業体により指名競争入札を行おうとするときは、当該工事に適した業者を指名審査会の審査を経て予備指名し、当該業者へ通知するものとする。

- 2 予備指名の通知を受けた業者は、当該業者間で任意に特定共同企業体を結成し、特定建設工事共同企業体結成届出書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、第1項の通知を受けた日から起算して10日以内に提出しなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体協定書(様式第2号)
- (2) 委任状(様式第3号)
- (3) 使用印鑑届(様式第4号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 3 特定共同企業体の代表者は、最大の施工能力を有する構成員とする。また、代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(入札参加資格の審査及び指名)

第5条 前項第2項の規定により、特定建設工事共同企業体結成届出書の提出があったときは、各特定共同企業体について、入札参加の適格性の審査を行うものとする。

- 2 前項の審査適格と認めたときは、指名審査会の議を経て当該特定共同企業体の代表者に指名通知をするものとする。
- 3 第1項の審査の結果、適格と認めた特定共同企業体の数が極度に少なく、入札に支障があるときは、新たに必要な建設業者を指名審査会において審査し予備指

名するものとする。この場合において、新たに予備指名する業者は、当初の予備指名業者以外のものとする。

(存続期間)

第6条 当該工事に係る契約の相手方となった特定共同企業体の存続期間は、当該工事の完了後3カ月を経過した日までの間とする。

2 当該工事につき、かしがあったときは、前項の期間の満了後においても、各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

3 当該工事につき結成された特定共同企業体のうち契約の相手方とならなかったものは、当該工事に係る請負契約が締結された日をもって解散するものとする。

(準用)

第7条 この要綱は、工事に係る測量、建設コンサルタント業務及び地質調査業務等の委託契約について準用する。

(その他)

第8条 この要綱に定めない事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に、合併前の山口市建設工事共同企業体取扱要綱、小郡町建設工事共同企業体取扱要綱、徳地町建設工事共同企業体取扱要綱の規定によりなされた決定その他の行為については、この要綱の相当規定により既になされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年5月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

山口市特定建設工事共同企業体取扱要綱の運用について

- 1 第2条の規定による特定建設工事共同企業体に発注する工事の基準は下表のとおりとする。

(対応設計金額)

種別対象工事	対応する設計金額
土 木 工 事	概ね3億円以上
建 築 工 事	概ね4億円以上
電 気 工 事	概ね5千万円以上
管工事、その他	概ね1億円以上

- 2 特定建設工事共同企業体の結成については、自主結成を原則とする。予備指名を行う場合は、予備指名を受けた者が共同企業体の結成を辞退することも認め、不利益な取扱いをしないものとする。
- 3 特定建設工事共同企業体の結成については、自主結成を原則とする立場から各構成員の出資比率の指定については、最低の出資比率のみ明示するものとする。

年 月 日

様

山口市長

予 備 指 名 通 知 書

下記事項を指名競争入札に付するについて、貴社を予備指名しましたから通知します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 書類の提出期限

年 月 日 () 時 分

4 提 出 先

5 そ の 他

グループ別名簿

予備指名 A グループ	予備指名 B グループ	予備指名 C グループ

特定建設工事共同企業体結成に係る工事概要

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工 期

年 月 ～ 年 月(予定)

4 工 事 概 要

(様式第1号)

特定建設工事共同企業体結成届出書

年 月 日

山口市長

届出者(特定建設工事共同企業体の代表者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

このたび、貴市所管に係る 工事の入札に参加した
く、下記のとおり特定建設工事共同企業体を結成したいのでお届けします。

記

特定建設工事共同企業体の名称		工事 ・ 特定建設工事共同企業体		
構 成 員	商号又は名称	許 可 番 号	許 可 年 月 日	許 可 業 種
工事の施工方法		共 同 施 工 方 式		
構成員の出資の割合		名称		%
		名称		%
		名称		%

(様式第2号)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 特定建設業共同企業体は、次の建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 山口市発注に係る 工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「工事」という。)の請負

(2)前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当特定建設工事共同企業体は、 工事 ・ 特定建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は事務所を に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、工事の完了後3カ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

名 称

住 所

名 称

住 所

名 称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、工事に係る見積、入札、契約の締結、及び工事の施工に関

し、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

名 称	%
名 称	%
名 称	%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ、構成員が協議して、評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、工事の請負契約の履行及び下請契約その他の工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 銀行 支店とし、当共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事完成後当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により

構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が工事を完成する日までの間は、脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存する構成員が工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合は、脱退した構成員には利益金の配当はおこなわない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び

発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 工事に関する
特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書 通を作成し、各構成員が記名押印のうえ、各自1通を所有するものとする。

年 月 日

住 所

名 称

代表者氏名

印

住 所

名 称

代表者氏名

印

住 所

名 称

代表者氏名

印

(様式第3号)

委 任 状

私儀、
代表取締役
を以って代理人と
定め、下記権限を委任する。

記

- 1 山口市が発注する 工事に係る見積、入札、契約の締結、
及び工事の施工に関し、発注者及び監督官庁と折衝する権限並びに請負代金(前
払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当特定建設工事共同企業体に属す
る財産を管理する権限
- 2 復代理人の選任に関する権限

年 月 日

特定建設工事共同企業体の名称

工事

・

特定建設工事共同企業体

構成員の住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

住 所

商号又は名称

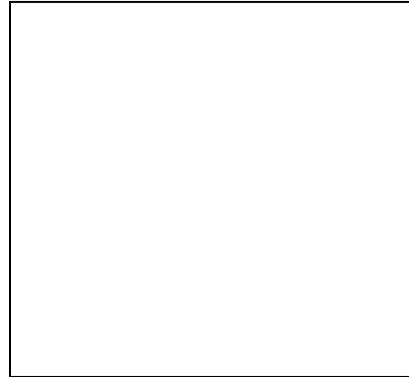
代表者氏名

印

(様式第4号)

使 用 印 鑑 届

特定建設工事共同企業体
の 代 表 者 の 使 用 印



上記の印鑑は、見積、入札、契約の締結並びに請負代金の請求及び受領のために
使用したいからお届けします。

年 月 日

特定建設工事共同企業体の代表者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印